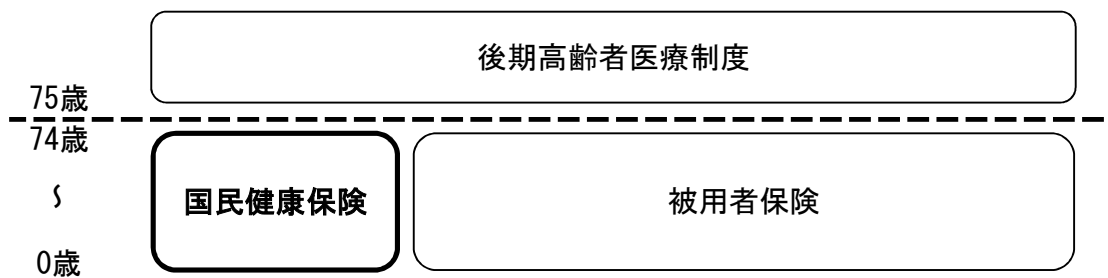


## 宇治市国民健康保険事業について

### 1. 国民健康保険について

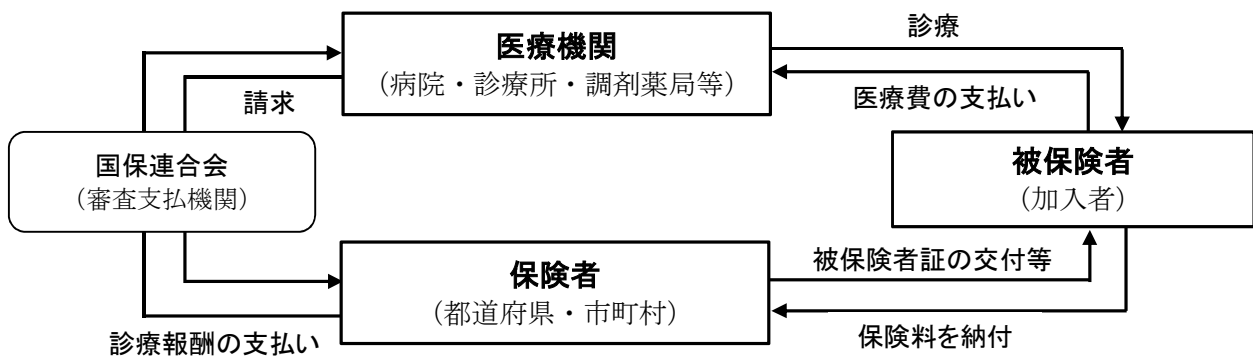
我が国では、「国民皆保険制度」により、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入することとされており、国民健康保険は、被用者保険（職場の健康保険）や75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度に加入している、または生活保護を受給している方を除くすべての方が加入している医療保険です。

#### ○ 公的医療保険の体系



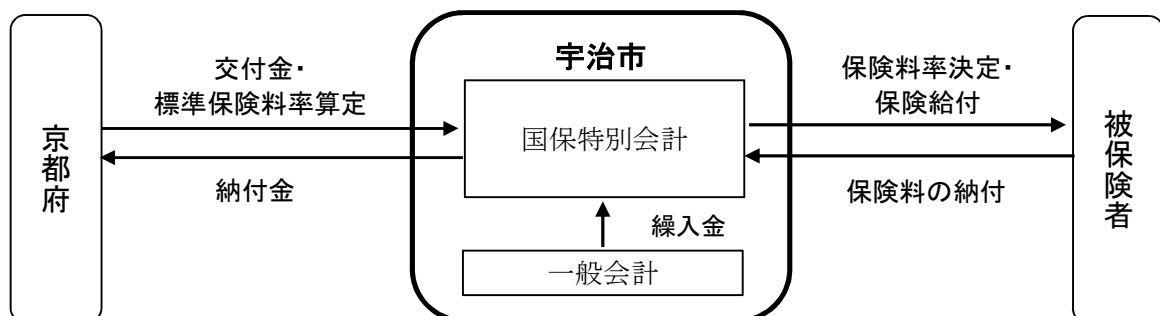
#### ○ 国民健康保険の仕組み

<保険診療等における主な流れ>



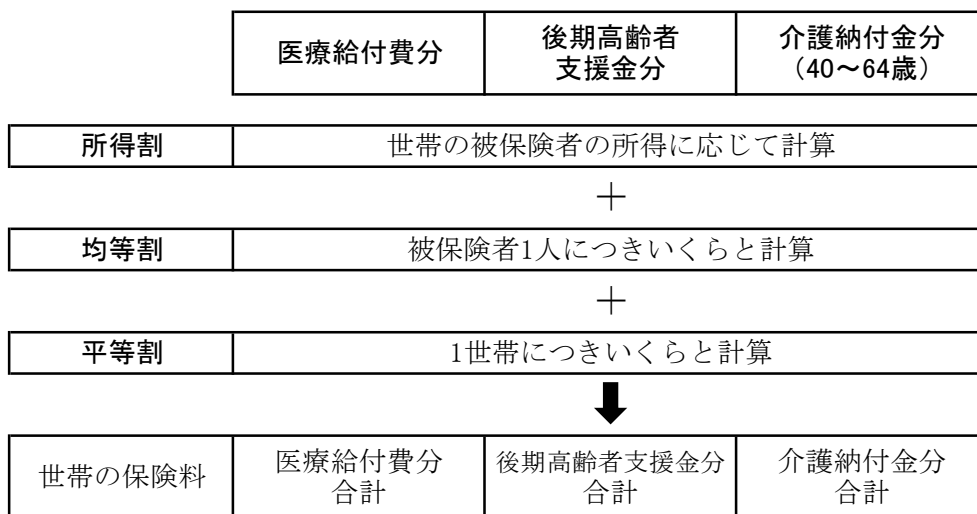
<保険者における財政の主な仕組み>

平成30年度の制度改革に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となり、標準保険料率の算定を行うほか、保険給付（診療報酬）の支払いに必要な費用を市町村に交付します。



○ 保険料の仕組み

保険料は、被保険者の所得や人数などに応じて、世帯単位で決定します。



(参考) 令和5年度 保険料率

(単位：％，円)

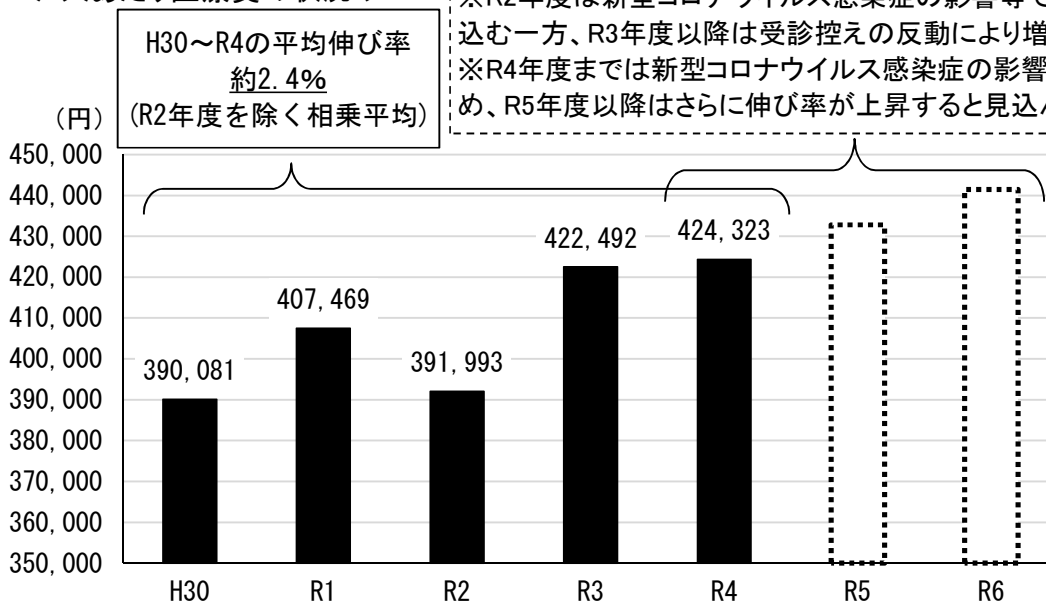
	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
宇治市	7.57	27,700	17,700	2.87	9,600	6,500	2.89	12,300	6,000
標準保険料率	7.57	27,793	17,722	3.08	10,943	6,978	2.89	12,364	6,069

2. 宇治市の国民健康保険における課題等について

○ 1人あたり医療費

1人あたり医療費は、上昇傾向が続いています。

<1人あたり医療費の状況>

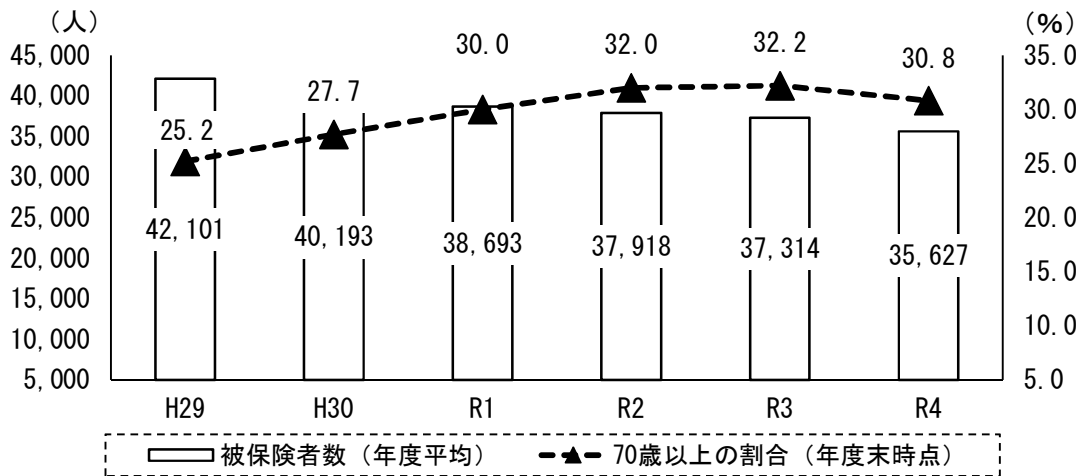


※R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等で大幅に落ち込む一方、R3年度以降は受診控えの反動により増加しました。  
 ※R4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響下にあったため、R5年度以降はさらに伸び率が上昇すると見込んでいます。

## ○ 被保険者数

被保険者数は減少傾向にありますが、令和4年度以降、社会保険適用の拡大や団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行する等の要因により、減少幅はさらに大きくなると見込まれます。

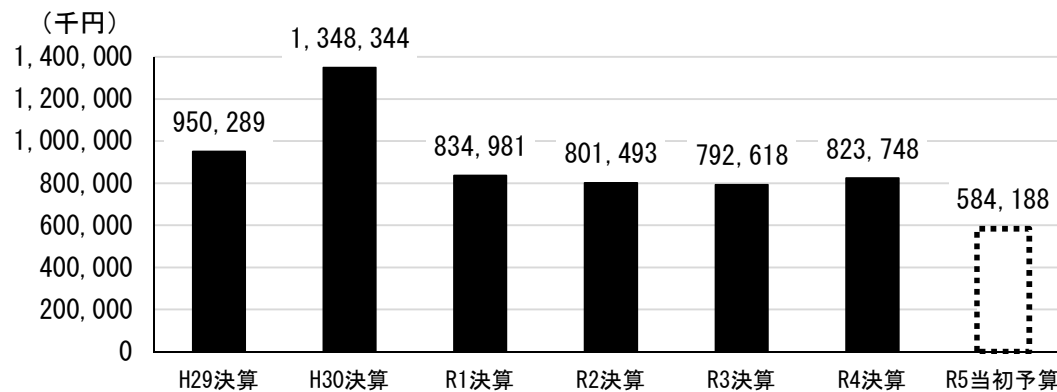
<被保険者数の状況>



## ○ 財政調整基金

財源対策や保健事業等に活用しており、今後の持続可能な活用のあり方について引き続き検討する必要があります。

<基金残高の状況>



## ○ 収納率

収納率の向上は、国保財政の安定化や被保険者間の負担の公平性の観点、保険料の算定にも影響することから、非常に重要です。

<収納率の推移>

現年度分	H30	R1	R2	R3	R4
宇治市	94.27%	93.45%	95.11%	96.18%	95.94%
府内市平均	94.75%	94.76%	95.81%	96.25%	

滞納繰越分	H30	R1	R2	R3	R4
宇治市	9.97%	18.20%	23.86%	25.17%	33.67%
府内市平均	28.71%	30.58%	34.68%	34.49%	

※令和2年4月1日より、京都地方税機構へ保険料の滞納整理事務を移管

### 3. 国民健康保険運営協議会について

国民健康保険運営協議会とは、国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換等や市町村長への意見の具申（答申）等を行うために設けられており、被保険者代表、保険医等代表、公益代表、被用者保険代表で構成されています。

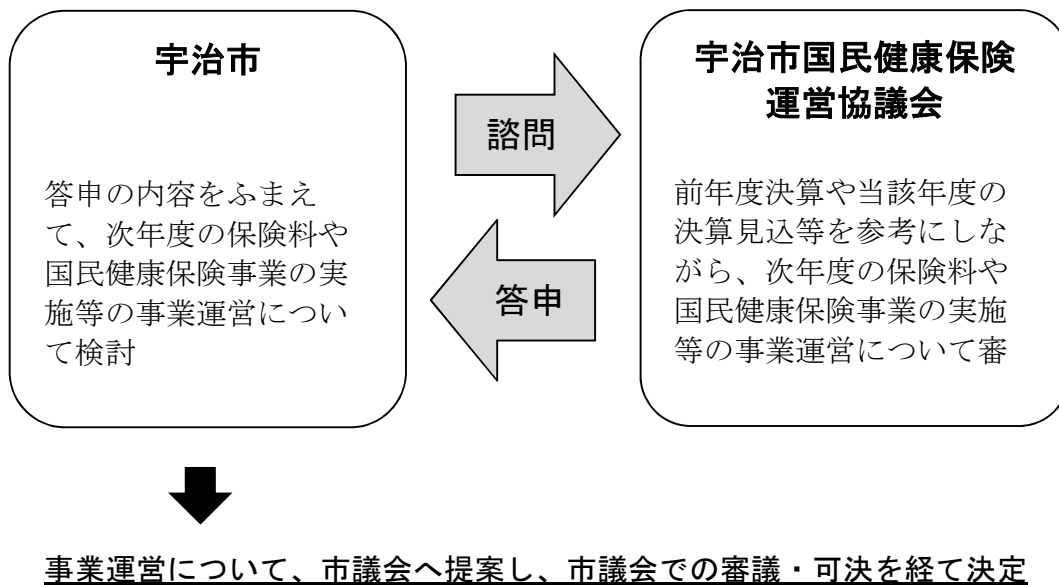
#### ○ 宇治市国民健康保険運営協議会

- ・ 委員数 19名（被保険者代表6名、保険医等代表6名、公益代表6名、被用者保険代表1名）
- ・ 任期 3年（令和4年6月1日～令和7年5月31日）

#### ○ 令和4年度の開催状況

令和 4年11月17日（木）	第1回（前年度決算等）
令和 5年 1月 5日（木）	第2回（諮問、当該年度決算見込等）
1月19日（木）	第3回（次年度保険料率等）
1月24日（火）	第4回（次年度保険料率、答申案）
1月27日（金）	答申（会長・副会長のみ）

#### ○ 次年度の事業運営が決定するまでの流れ



## 宇治市国民健康保険条例（抜粋）

昭和36年3月30日

条例第1号

### 第2章 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

（本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

第2条 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 被保険者を代表する委員 6人
  - （2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
  - （3） 公益を代表する委員 6人
  - （4） 被用者保険等保険者を代表する委員 1人
- （規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

## 宇治市国民健康保険運営協議会規則

昭和61年11月7日

規則第47号

昭和36年3月1日第10号(制定)

（趣旨）

第1条 この規則は、宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）第3条の規定に基づき、宇治市国民健康保険運営協議会（同条例第2条に規定する協議会をいう。以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議を行い、市長に答申する。

- （1） 国民健康保険条例及び規則の改廃に関すること。
- （2） 国民健康保険事業特別会計予算に関すること。
- （3） 保険給付の改善、保健事業の充実及び保険料の賦課等に関すること。
- （4） その他国民健康保険事業の運営に関すること。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから全委員が選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、協議会の会議において必要と認めるときは、市長の承認を得て委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事及び書記)

第7条 協議会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて協議会に付議する事項その他を企画し、事務を処理する。

4 幹事は、協議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

5 書記は、上司の命を受けて事務に従事する。

(会議録)

第8条 会長は、書記をして会議録を作成させることができる。

2 前項の会議録には、協議会において定めた2名の委員が署名しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決を経て会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に協議会の構成員であり、かつ、改正後の宇治市国民健康保険運営協議会規則の規定により協議会の構成員である者は、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成6年規則第38号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に国民健康保険運営協議会の委員である者の任期は、なお従前の例による。

## 地方自治法

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

## 国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

## 宇治市国民健康保険運営協議会の会議の公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催会議の事前公表)

第2条 協議会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、5名とする。

(傍聴の手続き)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の20分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名を傍聴受付票に記入する。定員を超えた傍聴希望者があれば、傍聴受け締め切り後速やかに抽選を行い傍聴者を決定する。傍聴者は事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、第13条第2項により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。



(違反に対する措置)

第11条 会長は、傍聴人がこの要項に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させる。

(会議資料の提供)

第12条 協議会は、会議資料（宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第13条 協議会は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

(1) 非公開情報に関し、審議等をする場合。

(2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

2 会議の審議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第14条 協議会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 宇治市国民健康保険運営協議会会議の公開に関する事務処理要項

宇治市国民健康保険運営協議会の会議の公開に関する要項第15条関連について次のとおりとする。

### 傍聴希望者が定員を超えた場合の抽選方法

会議開催予定時刻の20分前に傍聴希望者を締め切り、傍聴希望者が5名を超えた場合は、速やかにくじ引きにより会場への入場者を決定する。

### 会議の非公開について

第13条の非公開の決定については、会議が開催されるまでに決定しその理由も含めて広報するものとする。ただし、同条第2号における会議の審議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合においては、会議の開催に先立ち非公開の理由を傍聴者に説明し、非公開部分の審議については退席をもとめる。

### 会議録について

会議録については、要旨を作成するものとし、議事録署名人の署名を行ったのち、非公開部分の決定があった場合はそれを除き公開部分について、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。